

茨城県理・美容公衆衛生推進員衛生講習会及び委嘱状交付式が開催されました。
(平成24年9月3日開催)

茨城県理・美容公衆衛生推進員制度とは

理容業や美容業は県民の皆様の生活に密接した営業です。これらの営業では、衛生的な器具等の取扱い、法令に則った施術、感染症の発生防止などが強く求められています。そのような中で、業界全体の自主的な活動を支援するため、平成23年度から、理容業及び美容業の各組合から推薦され、知事の委嘱を受けた理容公衆衛生推進員及び美容公衆衛生推進員が活動を試行的に開始したところです。平成24年度は全県下で、推進員が理容所や美容所を訪問し、衛生面、法令遵守、感染症発生防止などについて助言や情報提供を行い、県民の皆様にとって、安全・安心なお店作りをサポートします。

茨城県理・美容公衆衛生推進員の衛生講習会及び委嘱状交付式の開催

理容公衆衛生推進員及び美容公衆衛生推進員が活動するにあたって、基本的な知識と心構えについて衛生講習会を実施し、講習会終了後、各推進員に対して委嘱状の交付式を行いました。

1. 衛生講習会開始前の風景

平成24年9月3日に茨城県庁会議室で開催しました。



2. 衛生講習会の様子

スライドを使用して推進員への衛生講習を実施している様子です。



3. 委嘱状交付式

美容公衆衛生推進員と理容公衆衛生推進員の代表者が土井保健福祉部長から委嘱状を交付されました。



4. 委嘱状交付式

委嘱状を交付された理容美容公衆衛生推進員

(左から)

二川美容組合理事長 (美容公衆衛生推進員)、土井保健福祉部長、

茅根理容組合専務理事 (理容公衆衛生推進員)



お問い合わせ

生活衛生課

電話 029-301-3418